第６号様式別表11記載要領

1　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の11の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人

2　次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

⑴　「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄　法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける法人

⑵　「⑦の金額を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の欄　１⑴に掲げる法人

⑶　「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄　１⑵に掲げる法人

3　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

4　平成24年４月１日前に開始した事業年度にあっては、「調整前の欠損金額等の翌期繰越額⑬」の欄、「欠損金額等からないものとする金額⑭」の欄及び「欠損金額等の翌期繰越額の調整」の各欄は、記載を要しない。

5　法人税法施行規則第26条の６に規定する書類を添付すること。